

令和 5 年度白樺学園高等学校との包括連携協定事業 (3 学年) 総括 (案)

1 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号 (議会と議員活動の原則)
- (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項 (基本理念)
- (3) 芽室町議会基本条例第 8 条第 1 項 (町民参加及び町民との連携)
- (4) 白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書第 1 条

2 事業目的

包括連携協定に基づき、「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

3 実施日時 令和 5 年 1 2 月 4 日 (月) ~ 6 日 (水) の 3 日間

- ・ 1 2 月 4 日 (月) ①午前 (総)、②午後 (総)
- ・ 1 2 月 5 日 (火) ③午後 (総)
- ・ 1 2 月 6 日 (水) ④午前 (厚)、⑤午後 (厚生)

4. 総 括

(1) 成 果 目的は概ね達成

テーマ「10年後の自分と地域～自治体への参加意識～」について、3 学年 144 名とグループワークを通じて高校生は高校生の目標 (①将来の自分の姿を考慮することで、就職・進学後の目的意識を醸成させる、②その上で、将来自分が住む自治体との関わりを考慮することで、地方自治の担い手としての意識を持たせる、③芽室町議会議員との交流を通じ、異世代とのコミュニケーション能力の資質を深める) を、芽室町議会は「2」の事業目的を達成するための事業として実施できた。生徒の感想からも事業実施の意義は大きく、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」につながる事業であると考えられる。

(2) 課 題

実施時期、設問内容等、次年度向けには再考が必要。事業の継続については、今後も学校側との協議を行い事業について双方検討する。

(3) 今後の取組み

令和 5 年度議会活性化策「5 多様な議員のなり手実現に向けての検証」の中で、「高校生との連携事業等についての目的の明確化と事業内容の協

議、検討」を掲げて事業実施を行ったため、今後の目的の明確化と事業内容の協議については、一定整理できている（毎年度の事業内容については、学校側との協議が必要）。生徒からいただいた意見の取扱いについては、「4 広報広聴の機能拡充と手法の改善」において、次年度の取組みに向けての参考意見とし取り扱っていく。